

平成24年第2回臨時会

東吾妻町議会会議録

平成24年4月5日 開会

平成24年4月5日 閉会

東吾妻町議会

平成24年東吾妻町議会第2回臨時会会議録目次

第1号（4月5日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○議長あいさつ	3
○町長あいさつ	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	5
○東日本大震災復興対策特別委員会委員の選任	7
○東日本大震災復興対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果報告	8
○同意第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	8
○承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	9
○承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	12
○議事日程の追加	13
○発議第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	14
○閉会の宣告	27
○署名議員	28

平成24年東吾妻町議会第2回臨時会

議事日程（第1号）

平成24年4月5日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 発委第 1号 東日本大震災復興対策特別委員会設置に関する決議について
- 第 4 東日本大震災復興対策特別委員会委員の選任について
- 第 5 東日本大震災復興対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果報告
- 第 6 同意第 1号 東吾妻町固定資産評価員の選任について
- 第 7 承認第 1号 専決処分の承認について（東吾妻町税条例の一部改正）
- 第 8 承認第 2号 専決処分の承認について（東吾妻町国民健康保険税条例の一部改正）
- 追加日程第 1 発議第 1号 東日本大震災に伴う災害廃棄物処理受け入れに関する決議について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	菅谷光重君	2番	佐藤聡一君
3番	根津光儀君	4番	樹下啓示君
5番	山田信行君	6番	水出英治君
7番	轟徳三君	8番	茂木恒二君
9番	金澤敏君	10番	青柳はるみ君
11番	須崎幸一君	12番	浦野政衛君
13番	一場明夫君	14番	橋爪英夫君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	高橋啓一君	総務課長	高橋春彦君
企画課長	佐藤喜知雄君	保健福祉課長	加辺光一君
町民課長	本多利信君	税務会計課長 兼会計管理者	松井秀之君
産業課長	丸山和政君	建設課長	加辺茂君
上下水道課長	土屋利夫君	事業課長	轟馨君
教育課長	角田輝明君		

職務のため出席した者

議会事務局長	小林一喜	議会事務局長 議係	水出悟
議会事務局 主任	角田光代		

◎議長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 改めまして皆さん、おはようございます。本日は大変にお世話になります。

本年は、例年になく大変寒い年でありましたが、ここにきてようやく桜の開花の便りが聞こえてくる季節と相なりました。

ここに、平成24年第2回臨時会が招集されましたところ、公私とも大変にお忙しい中ご参集を賜りまして、開会できますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

本日の平成24年第2回臨時会は、付議事件として、東日本大震災復興対策特別委員会設置に関する決議についてを初めとして4件の議案が付されております。

十分な審議をお願いいたしまして、開会に当たってのあいさつといたします。

なお、本日は傍聴の申し出がありました。これを許可いたします。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人の心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。また、傍聴席にあります議案等の傍聴用資料は、お帰りの際に必ずお返しくくださいますようあわせてお願いをいたします。

◎町長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成24年第2回臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

いよいよ4月に入り、新しい年度が始まりました。議員各位には何かとご多忙のところご出席を賜り、ここに開催できますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

桜の便りが届き、木々も芽吹き始め、各地区でも春の行事が開催されるよい季節となりました。

本日の臨時会では、東吾妻町固定資産評価員の選任についての同意及び東吾妻町税条例の

一部を改正する条例の専決処分の承認など、3件をお願いするものであります。

提案理由につきましては別に説明させていただきますが、慎重審議の上ご議決くださいますようお願いいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（菅谷光重君） ただいまより平成24年第2回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菅谷光重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は会議規則第118条の規定により、2番、佐藤聡一議員、13番、一場明夫議員、14番、橋爪英夫議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（菅谷光重君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(菅谷光重君) 日程第3、発委第1号 東日本大震災復興対策特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

提出者は、趣旨説明を願います。

議会運営委員長。

(議会運営委員長 橋爪英夫君 登壇)

○議会運営委員長(橋爪英夫君) それでは、提案理由の趣旨説明をさせていただきます。

発委第1号についての説明でございますけれども、この特別委員会の設置については、3月12日の議員全員協議会並びに3月29日の議会運営委員会において皆さんに協議をしていただき、本日提案するものであります。

東日本大震災による被害からの復興と福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故は、いまだに収束の見通しが立たない状況で、今後の除染対策、また、吾妻東部衛生施設組合の災害廃棄物処理受け入れに関する協議も始まっていることから、その問題等についての調査、研究のため、特別委員会を設置するものであります。ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

発委第1号の裏面に書いてございますように、設置につきましては、特別委員会の名称は東日本大震災復興対策特別委員会。付託調査事項2については、本議会は、東日本大震災復興対策特別委員会に対し、次の事項を付託する。(1)東日本大震災に伴うがれき処理に関する諸問題について、(2)東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質に関する対策についてであります。委員の定数は3として、本特別委員会の委員の定数は13名とするということで、議長を除いた13名であります。4として調査及び期間でありますけれども、本特別委員会は議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本件調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとするということであります。

以上が趣旨説明ということになりますけれども、よろしく願います。

なお、ちょっとつけ加えさせていただきますが、3月12日の議員全員協議会の中で、中学

校統合問題等の付託調査事項ということもご意見があり、29日の議会運営委員会において審議をしたわけでありますけれども、その議会運営委員会の審議の結果としては、文教厚生常任委員会が主体となって統合問題の審議をしていくという中で、議会としては懇談会もしくは全員協議会等を開催して、その協議、つなぎを完全にしていくということで今回のところから付託調査としてはずれた次第であります。

以上、報告申し上げて、趣旨説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 確認だけちょっとさせていただきます。

（1）の、東日本大震災に伴うがれき処理に関する諸問題についてということ、非常に意味広範な部分で表記してありますけれども、先ほどの提案者の説明ですと、東部衛生施設組合のがれき受け入れに関する対応を主に協議してもらうんだと多分言ったのだと思いますけれども、その部分というのが、がれきの受け入れの是非も含めて、それらに付随する問題をここで調査研究するんだという解釈でよろしいですか。

○議会運営委員長（橋爪英夫君） はい、（1）のでありますけれども、確かに諸問題ということで非常に広範囲でありますけれども、今一場議員が申し上げたように、そのとおりでよろしいと思います。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にならぬようございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

ただいま設置が決まりました本特別委員会の運営につきましては、執行部各位には他の委員会同様、説明員の出席、書記の派遣等、特段のご協力のほどをここにお願いいたします。

◎東日本大震災復興対策特別委員会委員の選任について

○議長（菅谷光重君） 日程第4、東日本大震災復興対策特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

東日本大震災復興対策特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、それぞれ次のように指名をしたいと思います。

朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長（小林一喜君） 佐藤議員、根津議員、樹下議員、山田議員、水出議員、轟議員、茂木議員、金澤議員、青柳議員、須崎議員、浦野議員、一場議員、橋爪議員。以上です。

○議長（菅谷光重君） ただいまの朗読のとおり選任をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ東日本大震災復興対策特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で、東日本大震災復興対策特別委員会委員の選任についてを終わります。

ここで休憩をとり、委員長・副委員長の互選のための委員会を第1委員会室及び第2委員会室で開催していただきたいと思えます。委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定によって、年長委員が務めることになっておりますので、年長委員さんよろしく願います。

なお、委員長決定後の副委員長の互選は、就任された委員長が進行してください。

互選が終わり次第、本会議を再開いたします。

ここで暫時休憩をとります。

(午前10時18分)

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開いたします。

(午前10時58分)

◎東日本大震災復興対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果報告

○議長（菅谷光重君） 日程第5、東日本大震災復興対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告についてを議題といたします。

ただいま東日本大震災復興対策特別委員会において、委員長・副委員長の互選結果の報告が出ましたので、事務局長からこれを発表させます。

朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長（小林一喜君） 委員長、須崎幸一議員。副委員長、根津光儀議員。以上です。

○議長（菅谷光重君） ただいま発表のとおり、東日本大震災復興対策特別委員会委員長・副委員長が決定いたしました。

以上で、東日本大震災復興対策特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告については終わります。

(税務会計課長退室)

◎同意第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第6、同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 同意第1号 東吾妻町固定資産評価員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価員とは、町長の指揮を受け、固定資産を適正に評価し、かつ町長が行う価格の決定を補助するため、地方税法第404条の規定により設置し、議会の同意を得て選任することとなっており、税務会計課長の職にある者を選任したいと考えております。

4月1日の人事異動により、松井秀之を税務会計課長といたしましたので、ご同意をいただきたくご提案申し上げます。

なお、ご同意いただければ早速、固定資産評価員に選任する予定でございますので、よろしく願いいたします。

○議長(菅谷光重君) 本件につきましては人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第1号、本件については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

(税務会計課長入室)

◎承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(菅谷光重君) 日程第7、承認第1号 専決処分の承認について(東吾妻町税条例の一部改正)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 承認第1号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

について、提案理由の説明を申し上げます。

国において、平成24年3月31日公布、4月1日施行の地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が成立いたしました。

この改正を受けて、4月1日施行に係る東吾妻町税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分し、告示し施行いたしました。この専決処分の承認をいただくものです。

改正内容の詳細については、担当課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） お世話になります。

今回の改正は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴う税条例の一部改正でございます。

それでは、改正内容の詳細について説明させていただきます。

新旧対照表の1ページをお開き願います。

最初に、第36条の2でございますが、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が、寡婦控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とする改正です。

第54条第7項は、法施行規則の項ずれに伴う改正でございます。

1ページから2ページにかけて、附則第10条の2第1項は、平成24年4月1日から平成27年3月31日の間に取得した公共下水道を使用する者が、総務省令で定めた下水道除外施設を設置した場合の課税標準額は、価格に4分の3を乗ずるというものでございます。

次に、第2項も同様に、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて、県知事等の許可を要する雨水貯留浸透施設を設置した場合の課税標準額は、価格に3分の2を乗ずるというものでございます。

附則第11条は、法附則の項ずれに伴う改正でございます。

附則第11条の2は、土地の下落修正措置の改正に伴う規定整備でございます。据置年度において、地価が下落している場合に、簡易な方法で下落修正ができる措置を継続するものでございます。

3ページの附則第12条は、宅地等に係る負担調整措置の改正に伴う規定整備でございます。現行の仕組みを3年延長するものです。

4 ページ、最下段からの附則第13条は、一般農地及び一般市街化区域農地の負担調整措置については、現行制度を継続するというものでございます。

附則第15条は、法附則第31条の3の改正に伴う規定の整備でございます。

6 ページの附則第21条の2は、法附則第41条第15項の新設に伴い追加されたもので、図書館、博物館、幼稚園を設置する一般社団、財団法人に係る固定資産税の非課税措置を規定したものでございます。

次の附則第22条の2も追加された規定でございます。居住用財産を譲渡した場合の、長期譲渡所得の課税の特例について、震災により居住用家屋が滅失した場合には、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限が、震災があった日から7年を経過する日が属する年の12月31日までに延長された規定でございます。

附則第23条は、法附則第45条東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例の改正に伴う規定整備でございます。

以上、雑駁ですが、提案の説明にさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第8、承認第2号 専決処分の承認について（東吾妻町国民健康保険税条例の一部改正）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第2号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

国において、平成24年3月31日公布、4月1日施行の地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が成立いたしました。

この改正を受けて、4月1日施行に係る東吾妻町国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分し、告示し施行いたしました。この専決処分の承認をいただくものです。

改正内容の詳細については、担当課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） お世話になります。

今回の改正は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴う国保税条例の一部改正でございます。

改正内容は、法附則第44条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例が新設されたことに伴う規定の整備でございます。

以上、雑駁ですが、提案の理由にさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

◎議事日程の追加

○議長（菅谷光重君） 先ほどの休憩中に、一場議員から東日本大震災に伴う災害廃棄物処理受け入れに関する決議案が議長宛に提出されました。急遽、議会運営委員会を開催し、その取り扱いを協議した結果、本臨時会で緊急事件として審議し、結論を出すことになりました。

お諮りいたします。一場議員から提出されました東日本大震災に伴う災害廃棄物処理受け入れに関する決議案は、緊急事件と認め発議第1号とし、議事日程に追加し、追加日程第1として直ちに審議することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は緊急事件と認め、日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに審議することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をとります。

（午前11時18分）

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開いたします。

（午前11時28分）

◎発議第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 追加日程第1、発議第1号 東日本大震災に伴う災害廃棄物処理受け入れに関する決議についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

13番、一場議員。

（13番 一場明夫君 登壇）

○13番（一場明夫君） それでは趣旨説明をさせていただきます。

今回発議をさせていただいたのは、先ほど当町議会に東日本大震災復興対策特別委員会が設置され、東日本大震災に伴うがれき処理に関する諸問題について付託したことが大前提になります。

議会として、正式にこの問題を調査、研究するという事は、まず施設組合の所有する東部衛生センターにおいて、災害廃棄物処理を受け入れてその灰を最終処分場に埋め立てることが、構成町村である当町にとって適正か否かを判断することが主な任務になると思います。

その判断をするためには、組合において具体的かつ明確な処理計画案を策定しなければなりません。残念ながら施設組合からは口頭での簡単な説明があり、一部にはメモ程度の簡単な受け入れ計画が配付されたものの、いまだに正式な処理計画案は示されていません。

また、組合管理者は受け入れに当たって、住民の理解を得ることが大前提となると言っていますが、当町では地区住民に対する説明会は開催されたものの、住民の理解が得られたことを示す十分な根拠はないと言わざるを得ないのが現状ではないでしょうか。

そこで私は組合管理者に、特別委員会の検証結果が出た後に議会の意見を聞くとあわせて、住民の理解を十分に得た上で、構成町村長と受け入れについて合意をとった上で、最終判断をしていただくことを求めることが必要だと判断いたしました。

そのためには、議会としての意思を決定するために、お手元に配付した趣旨の決議を組合議員で発議していただけないか提案しましたが、残念ながらしていただけないということでしたので、私が提案者になり、発議をさせていただくことを決断しましたので、ご理解をお願いいたします。

東部衛生センターや最終処分場は、構成町村住民のために設置され運営されていることか

ら、その目的達成が阻害されるようなことは許されませんので、構成町村としては単なる必要論や感情論だけで判断するのではなく、安全性を初め、ありとあらゆる可能性と問題点を検証した上で判断しなくてはなりません。

住民自治が求められ、ガバナンスやコンプライアンスの重要性が叫ばれる今日において、今回の災害廃棄物処理に関する件については、残念ながら行政が実施する事業としては余りにも準備と理解不足であり、当町議会としては一度も議論をしていないことを考えると、まだまだ最終判断を下す時期ではないものと思われます。

確かに東日本大震災の復興のためには、災害廃棄物の早期処理が大切なことはだれでも理解できますし、国民であればできるだけだけの協力をしたいと思うのは当然なことですから、私も現時点でそれを否定するものではありません。しかし、私は今回の災害廃棄物処理に関するこれまでの施設組合の対応は、民主主義の時代の行政手法としては余りにも拙速で、協議、調整さらに準備不足のまま進められていると言わざるを得ない状況にあるものと感じています。

当町議会としては、本日、特別委員会を設置した以上、委員会の調査、研究をもとに、しっかり検証した結果を尊重して組合管理者が最終判断をしていただかなくては、一体何のために特別委員会を設置したのかわかりません。また、住民の理解を得ることを前提に、構成町村長の正式な合意をもとに最終判断をすることは必須条件ではないでしょうか。

本件を含めて、特別委員会を設置した以上、現時点で最低でもこの2点について適正な措置を求めることをしなくては、当町議会の立場や権能を守ることは決してできないと思います。いや、むしろそれができないのなら、特別委員会を設置する必要はなかったということになりかねません。これは決して施設組合の対応を否定するものではなく、特別委員会を設置した議会としては当然の行動ではないでしょうか。すなわち、早急に特別委員会で予断を持たずに、災害廃棄物処理の受け入れが適正かどうかについて調査、研究をした上で、その検証結果を尊重して、組合管理者が受け入れ計画が適正と決定したのであれば、当町住民はもとより、行政も議会も納得して気持ちよく災害廃棄物の処理を受け入れることができるものと思います。

少し強引で町民の理解不足とはいえ、組合管理者が進めていることだから仕方がないと考えてしまうのではなくて、私たちが特別委員会においてこの問題について少し時間をかけて真剣に検証するためには、今回の決議を議決していただき、当町議会の考え方を組合管理者にしっかり伝え、それを尊重した上で最終判断をしていくことが必要ではないでしょうか。

私はこの決議をもとに行動することが、当町議会として災害廃棄物の処理受け入れについて、十分な検証のもと適正な判断をするための最後のチャンスだと思っています。

については、より多くの皆さんの賛同をいただき、本件についてぜひとも議決していただくことを心からお願いして、趣旨説明とさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（菅谷光重君） 趣旨説明が終わりました。

質疑を行います。

2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） この文書、先ほど見せられて、早急に理解するのは大変な話になるのですけれども、今話だけとこの文章でちょっと疑問に思ったところだけ確認させてもらいたいのですが、1番のところ、災害廃棄物の受け入れに関する検証結果が出た後というのは、要は特別委員会とは別個でこの検証結果をやるという趣旨なんですか、これは。

○13番（一場明夫君） 質問にお答えします。

特別委員会で調査、研究をしますので、それをもとに最終的に検証という言葉を使ったのは、それがちゃんと正しいかどうかを確認するという意味で検証という言葉を使って書いてあります。ですから、簡単に言えば、特別委員会で調査、研究をした結果に基づいたもので、最終判断をしていただかないと、当町の議会でそれを付託事項として調査、研究する意義がなくなってしまうという意味で、その検証という言葉を使ったんですが、そういう意味でおわかりですか。

○議長（菅谷光重君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） 要は今やってきている経過、私個人的に考えるとまあ最初は早急に動き出して、幾つか疑問点も持っていましたが、途中の経過幾つか会場でやって細野大臣も来て説明もし、今までの経過を見ていると結構丁寧に事は進んできているのかなと。要は検証結果も、きのうも坂上でもう1回説明会をやって、それなりの地元とすれば理解を得られたかなと私は考えているんです。

そういう中で、この議会とすればそれを、その問題をフォローする形での特別委員会かなと私は思っています。独自に判断をしてどうのこうの、こういう決議文を出すまでの話は必要ないのかなと私は個人的には思っています。

○13番（一場明夫君） それはご意見として受けておけばいいんですか。わかりました。先ほど私が委員長にわざわざ確認したのは、がれきの受け入れの是非を含めて、それに関連す

る問題について調査、研究をするんですかという確認に、そうですという回答をいただきました。それで、佐藤議員のお考えはわかります。それは意見として述べていただいたのだと思います。ですから、そのわざわざそれを特別委員会まで作って、調査、研究をするのであれば、その検証の調査、研究をした結果をもとに、組合管理者が判断していただかなくては全くその特別委員会で論議する価値がなくなってしまう部分が出てくるんだと思います。それで、最終判断をする前にはそれを待ってやってくれよという意味で、これを出したということでご理解をいただきたいと思います。意見はそういうことでお聞きしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） ほかにどうぞ。

3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） お伺いしたいんですが、1つはこの、先ほど設置された特別委員会の委員会としての調査力の問題があると思います。それでどう踏ん張ってみても、この特別委員会の調査力は、組合側から示される資料をもとに検討をするということしか手が無いのが実情だと思います。

そういう中でもう一つ、時間的な問題があると思います。管理者の描いているスケジュールに対して遅滞なく検証調査をしていかなければならないんですけれども、その辺がこういった決議までして相手にあらかじめ伝えておくということは、要するに特別委員会が結果を出すまで動くなというふうに言うのと同じですから、その辺が果たして委員会としてどこまでできるかという疑問があると思うんですよね。

私が副委員長を受けましたけれども、自分で受けていながら、その辺の調査力にちょっと疑問があるんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 提出者。

○13番（一場明夫君） 前段の調査力については私がお答えする立場ではないのでお答えできませんが、それは私の立場から言いますと、委員会としてどこまでしっかりデータをとってやるかというのは、それは委員会の考え方になると思いますので、制度そのものがどうのこうのというのは私が今日提案したものとちょっと関連からはずれるのでお答えする立場にないのかなと思います。

それと後段の部分については全くその通りで、私たちがこれから特別委員会をつくってその問題を検証しますので、それを待ってから最終判断をしてくださいということを経営管理者に求めるということになりますので、一定の時間をとって、その調査結果がまとまるまでは待っていただきたいということをお願いするという意味でこの決議は成っていますけれど

も、よろしいですか。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 相手があるわけですから、相手がスピードを望むならば、当委員会もそれに歩調を合わせていかないと、大変こういう決議を出している場合は、失礼になるのではないかなと思うんですけれども、その辺いかがですか。

○議長（菅谷光重君） 提出者、どうぞ。

○13番（一場明夫君） 私は全く逆だと思っています。確かに管理者にゆだねている部分がありますけれども、うちの町の議会としてきちっと論議をするために特別委員会でそれを付託したんですから、今の話でいってしまいますと、要するに管理者の判断が最優先にもちろんなるんだという考え方なんだと思いますけれども、そうなってしまうと、これをつくってこれを付託して論議する期間が多分なくなってしまう、是非を判断するまでですよ、これが現実になりますよね。今の新聞の報道を見ている限りでは、試験燃焼をした結果、なるべく早く最終判断をすると管理者がおっしゃっているようですから、そうなってくるともしかすると一度も委員会を開かないうちに最終判断が出てしまう可能性があるのかなと思って、時間がなかったので今日これができた時点で緊急的にこれを提案したほうがいいというふうに判断して出させていただいたわけです。

ですから、私たちとしては、うちの議会としては特別委員会で調査、研究をしますので、その結果を待って最終判断をしてくださいということをお願いする。でもそれを向こうがするかどうかというのはまた向こうの判断になりますので、それは私にもわかりません。でもそこまでしておいてそうされたのであれば、それはまたやむを得ない措置だと思いますけれども、その前段でこういう意思を持って申し入れをしますということだけはお伝えしてもいいかなとこの発議をさせていただきました。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） ちょっとその辺が、なかなか提案者の気持ちをすんなり理解できないんですが、それと時間的な問題というのが一番、相手との歩調ですよ、それが一番。向こうが急ぐとなれば、こちらも急がなくてはならないということになってきてしまうわけですよ。ゆっくり、向こうがする気がない、向こうと言うか管理者がする気がないということだと、私たちもどンドンやっていかなくてはならないということになりますよね。その時の資料なり調査力そのものがどの程度あるのか我々にということを見ると、なかなかこういうふうに言っていたとしても、難しい面があるのかなと一つは思います。

あとこの中で、住民の賛成が十分得られているかどうかということも入っていますけれども、たった1人でも強固に反対していればそれを反対とするのか、私たちがどういうふうにしてその住民の気持ちを受けとめるかということになってきますから、それも議会の総体というか委員会なり、私たちの議会で考えていることと、それから住民の考えていることが最後まで追いつかない場合もあるのかなど。私たちのする検証は、ゴーかあるいはノーかということを出しますと言っているわけですから、そうすると、その辺が住民に今度は私たちがどのように説明していったらいいのかなということを負っていくと思うんですけれども。

○議長（菅谷光重君） 提出者。

○13番（一場明夫君） イエスかノーかを出しますというふうに持っていくかは、それは委員会の進め方ですから何とも言えませんけれども、住民の意思を最終的に代弁して言うのは私は町長の立場だと思っています。ですから、町長が最終的に合意をするということが理解が得られたという解釈の最終判断になるのかなと思っていますけれども、それであえてここに入れさせていただいたんですけれども。

前段の、向こうのペースにという話ですけれども、そういう意味で言うと先ほどもちょっと説明しましたけれども、組合の議員さん4名の方が2月24日にさっき言ったようにちょっと早急すぎる対応であって、今後の対応については住民の皆さんに不安を残すことになりかねませんと、管理者として慎重かつ適正な対応をお願いしますということの趣旨の申し入れをしているわけですね。それでもそのペースは基本的には変わらないんですよ、向こうの都合で。ですから、私から見ると、そのやり方そのものが余りにも受け入れありきで物事が進んでいるふう感じて、短期間のうちに、簡単に言うと1月からですから2、3、4、3カ月しないうちにまあ受け入れましょうと判断をしようとしているように受け取れましたので、そういう意味ではわざわざ特別委員会までつくってうちの議会が調査、研究すると言っているんですから、その結果を意見として聞いてもらって、正式な意見として聞いてくれと書いてあると思いますけれども、それで判断してくださいということですから、全然問題ないと思いますし、逆に私は申し入れておくべきだと思っています。それをどういうふう判断して向こうの管理者が東吾妻町の議会でそこまで決議して申し入れがあったのであれば、その調査期間を多少見て判断しましょうとしてくれるかは、やっぱり向こうの判断なんだなと思います。それは私たちだけではなくて、中之条の議会にも特別委員会ができています。その調査、研究結果も結局はまだ出ていないというふうにきょう聞いています。そういった意味で言うと、余りにも両町議会のそういうものの判断というのかを無視してやられるのは

無理がないですかというのも含めて、そんなにきつい言い方ではないと思いますけれども、この2点について、事前に意思として伝えるということが必要だろうと思って、発議をさせていただきます。

説明が下手で、理解ができないですかね。向こうが進めるペースとこっちが進めるペースって、今のところ必ず合っていないので、でもそれを譲って判断してくれるかどうかは管理者の裁量になってくるんだと思います。だけれども、特別委員会をつくった以上はもうちょっと俺たちが調査、研究するから待ってくれよと言うことは伝えて、それで向こうが配慮してくれればその間に一定期間で調査、研究ができると思いますし、そういう意味でとらえていただければと思いますけれども。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） ここで決議すると、この決議のほうが委員会全体の意思よりも重くなるものなんですか。どうなんですか、そこだけちょっと伺います。

○議長（菅谷光重君） 提出者。

○13番（一場明夫君） それも私が答える立場にはないんだと思いますが、常識的に考えますと、同じ自治体の中、例えば自治体の町長とか、同じ自治の範囲の中に意見書というものは出せない仕組みになっていますから、そういう意味でいくと、決議という方法しか今のところないんだと思います。でも決議は、少なくとも決議であって、特別委員会でその方向が決まって、それを最終的に議会がそれでもう一度判断をするのであれば、そちらの判断が当然重くなるのではないかなと私は思いますけれども、どちらが重い軽いというのはちょっと一概に言いづらいのかなと思いますけれども。

もう一つは、今の質問は私が答える立場でもないような気がするんですが。

○議長（菅谷光重君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） 先ほどもちょっと出た、要は検証結果という話が出ているんですけども、この特別委員会で検証結果を出すような話のふりなんですけども、結局、今根津議員のほうから出ていた、県なり町なりがやってきている検証結果を検証するしかないのかなと、まあ独自に例えば我々が行ってあそこでがれきの放射能をはかってくるとか、そういう話とはまた違って要は与えられた材料をこの議会の特別委員会でいいか悪いかの判断を含めて、やっていく話かなと思っています。

それで今、根津さんが言ったように、やっぱりペースはできている話というか要はこの議会としても、先ほど一場さんが言ったように決定権はないわけですよ。決議はあくまでも

決議。それで、議員さんが出ているわけですね、組合の、町長を入れて5人の。そちらのほうのある程度の裁量の部分しか、我々の特別委員会としての意見を言う場というのはないわけですね。この町の代表として、議会として出していく場合に。

それで、そういうところの話はもう少し特別委員会の中で、今与えられている材料を吟味してこのような決議を出さないでやっても十分できるのかなと俺は思うんですけども。

○議長（菅谷光重君） 提出者。

○13番（一場明夫君） おっしゃるとおりだと思います。特別委員会ですっかり論議していただくのいいと思います。ですから、その判断を待つ最終判断をしていただきたいということがここに書いてあります。検証云々ということについては、特別委員会が主体で調査、研究をするんです。与えられたものを見て調査、研究をするのであれば、それは特別委員会を逆に設置する意味はなくなってしまうと思います。与えられたと言うか必要なデータを求めて、それをもとにそれがいいかどうかを判断する、そのために私は特別委員会をつくったのだと思っておりますので、ですから、今佐藤議員さんおっしゃるように、特別委員会でそれをしっかり論議して、調査、研究をまずすれば、おのずとそれに加えてそれに確証的な部分の証拠的なものも含めてデータをそろえれば検証結果が出ると思いますから、それをもとに管理者に判断していただきたいということになるんだと思います。

組合議員さんも、正直言って組合の議会の中で議決を求める場面が出てこないんだと思います。ですから、全員協議会という形の中で、一方的な説明を受けて帰ってくるのが多分現実なんだと思います。そうでなければ、こんな書面を出すはずがありません。でも、間違いなくそれが現実だと思いますので、そういう意味では佐藤議員さんがおっしゃっているように、しっかり副議長を中心に特別委員会でその調査、研究をしていただくことが大切だと思います。

ただし、私が言いたいのは、与えられたもので調査、研究をするのではなくて、自分で必要なもののデータをそろえる中で、場合によったら説明員も求めなくてはならないと思いますけれども、その中でやっていくのが特別委員会だと思います。それがないと、特別委員会をつくる意義が多分ないとは言いませんけれども、半減していつてしまうかなという感じはしています。私のそれは、対案する側の考え方です。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 最初にお聞きしたいのですが、一場議員は一町民として岩島のこの

がれき受け入れの説明会においでになった時に質疑をされていますよね。それで、その質疑の内容について今ここに出ている各町村のほうで検証結果というか特別委員会なりつくって、その検証結果を待った段階で、がれきを受け入れするかどうかの判断はありますかというのをお聞きになっていると思うんですが、その時の折田管理者が答弁したことは覚えていらっしゃいますか。

私はあの時に折田管理者が言われたのは、住民説明会で判断しますと。さらに、各議会とは立場が違うのではないですかというふうな話だったような気がするんです。それはこの間の、3月31日ですか、組合議会の全員協議会の時に、私議員ですので確認をとりましたけれども、それについては間違いないようだったんですが、さらに、我が町で特別委員会なりをつくったりしてまた今回みたいな形の決議文について出た場合にどのような判断をしますかということも組合に聞いているんですけれども、その時にはそれはそれなりに尊重しますみたいな形の話はされていまして、これを出したとしても恐らく折田管理者は自分の中ではある程度の自分のスケジュールに基づいた形で粛々と進めていくような気がするんですが、その辺どのようにお考えになりますか。

○議長（菅谷光重君） 提出者。

○13番（一場明夫君） 岩島の説明会では区長の立場でお聞きしたのでそれについては私今ここではコメントは差し控えたいと思います。それと折田管理者がどう判断するかについても、私にはわかりません。ただせっかく副議長を中心に特別委員会をつくってこれから調査、研究をするんですから、その結果を待ってやってくださいという申し入れをするのがおかしいとは思いませんので、この発議をさせていただきました。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 特別委員会についてはまだできたばかりですので、その方向性、また内容につきましては、私委員長ということですがけれども、これから早急に委員会を招集しまして協議しなくてはならないかなと。今一場議員の言われたように、これがすべてではありませんので、2つほどあります、がれきに関する諸問題という形で大きくりにしていますので、広域処理についても我が町には対応を町のほうで考えなくてはならない部分もあるようにも聞いていますし、いろいろな部分で、また放射性物質については長い時間かかるような気がしますので、そういった意味では検証するのに今言った、受け入れに関する有無の判断と検証も一部でしょうが、それがすべてでは特別委員会ではないというふうに私は判断しておりますので、その辺はご理解をいただきたいかなと思います。

それと先ほどから、4名で2月24日付で申し入れを組合議会にしたことが話題になっていますが、それを出した経緯がまだ説明をしていないのですが、私が代表して、もし間違っていましたら議長も含めて補足説明していただきたいと思いますけれども。

(「必要ですか」と呼ぶ者あり)

○11番(須崎幸一君)　そうです。

(「経緯が」と呼ぶ者あり)

○11番(須崎幸一君)　ええ、説明をされたので、その私も含めて一応理解をしていただくために趣旨説明を理解していただくために、私は話をしているんですけれども、ですから、それを理解してくださいということでは言っているんですけれども。

(「私に対する質問…」と呼ぶ者あり)

○11番(須崎幸一君)　途中でいいですか、ちょっと長くなるんですみませんけれども。実はですね、出した理由を説明させてください。そうじゃないと理解を得られない部分があるので震災がれきの。2月24日に、4人の組合議員が申し入れをしているんですよ。慎重かつと。それが提案理由ということでは言われていたのでは。

○13番(一場明夫君)　提案理由に入っていましたけど、それを私に聞くんですか。

○11番(須崎幸一君)　理解してもらうために、私はだからそれでいいですねという確認をしたいんですけれども。

ほかの議員さんもそれを含めた中でこの判断をしてもらいたいかなと思うんですけれど。

○議長(菅谷光重君)　質疑に絞ってほしいと思いますが。

須崎議員に申し上げます、質疑に絞ってください。

○11番(須崎幸一君)　ですから、今趣旨説明の中で言われたことがあったものですから、そういうふうなことを承知した上で、趣旨説明に入れたのかなと聞いたかったのですけれども。2月24日に4人の議員が出したという話を趣旨説明の中でされましたよね。だからそのされた理由はご理解いただいているのかどうかというのが、まず知りたかったのですけれども。今さっき読み上げましたよね、一生懸命、私たちが出した4人のやつ。だからなぜそれを出したかっていうのは一場議員、ご理解いただいていますか。

○議長(菅谷光重君)　提出者。

○13番(一場明夫君)　この文面に書いてあるとおりにかと思っているんですけれども。

○議長(菅谷光重君)　11番、須崎議員。

○11番(須崎幸一君)　2月23日に吾妻東部3町村長が会議を諮っているんですね、その時

に示された日程表があったんです。ここには書いていないんですけども、内容的には。

その内容は、余りにも安全確認をしないままにどんどん先に進められていくので、これを慎重かつ適正な判断をお願いしますという申し入れをしたんですよ。それは理解されているかなということで聞いたんですけども。

○議長（菅谷光重君） 提出者。

○13番（一場明夫君） そう提出者がおっしゃっているのならばそういうことでいいのかなと思うんですけども。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 組合議員である我々4人も申し入れをしたりして、真剣に組合議会の全員協議会の場で、こちらのほうの議員さんの意見等も含めた中で、きちっとそれは申し入れをしておりますから、私とすればこの決議文を出すまでに至らないでいいような気がするんですけども。

○議長（菅谷光重君） 提出者。

○13番（一場明夫君） それはご意見としてお聞きしますが、何でこれを出したかというのは先ほど説明しましたが、組合の議員さんはそれはそちらで論議されているのかもしれませんが、この議会ではこの問題に対して一度も議論をしていないんですよ。それで最終判断が出てしまうのでは、余りにも私たち議会の立場が、権能が守られないのではないですかという意味で、出したほうがいいたろうと。その前段で今おっしゃったことは、そういう不安があるから多分皆さんがこれをやっているんだと思いますけれども、組合の議員さんが。それを逆にサポートする意味でもそれが必要かなと私は思いましたんで、この発議を提案したわけです。ですから、もう議員さんに任せてあるんだからそれは失礼だからいいんだよということで皆さんが判断するのであれば、これは多分否決になるんだと思いますし、いやいや、うちの議会としてきちんと議論して特別委員会までつくったんだからちゃんと調査、研究した結果で判断してもらいますよという考え方になれば、可決されるのだと思いますから、それは皆さんの判断にゆだねるしかないんだと思います。

いいですか、もう。

○議長（菅谷光重君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） では自由討議ですので、私の意見を述べさせていただきます。

私はこの、当町、東吾妻町議会が、やっぱり責任を持って町民にこのがれき受け入れ問題について説明ができる、そういう立場にならなくてはいけないのではないかと。それは賛成反対どういう結果に出ようが、この町の。そのために、町民から負託された議員として、この議論をすべきだと思っております。そのためにはやっぱり検証を出すぐらいまで待ってもらいたいというのが私の考えですので、この趣旨に賛成しているわけなんですけれども、そうしないと結局、管理者がいるんだから管理者に従えばいいんだと、そういう発想のもとでこの問題が進んだ時に、最終的に町民にあなた方議員はどうだったんですかと聞かれた時に、私たちは関係ない立場にいたんだから、組合に出ている議員しかこの問題は関係ないんだということでは済まされない、そう考えます。そのためにはぜひこの特別委員会の中で研究、調査していきながら、その中でみんなで議論をするべきだと思います。その間、少し管理者に待ってもらう時間が必要かなと思います。

ただ、この決議を出したところで管理者がそれをちゃんと判断するかどうか、それは管理者の考えですから何とも言えませんけれども、当議会としてはこの決議をもって、少し私たち東吾妻町議会が検証するまでの間待ってくれと、そういう意思表示はすべきだと思います。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 今、決議の趣旨は私は理解したつもりなんですけれども、特別委員会の設置ということできょう決まりましたけど、理想論から言えばもっと早い時期に特別委員会を設置して、こういう検証等も、現実がどんどん進んでいる中で、期間をもって特別委員会を設置したと。ただ客観的に見ればという、そういう表現が適切かどうかわかりませんが、特別委員会の設置が例えばほかの町村から見て東吾妻町議会は遅いなど。そういう上に検証結果を出すまで待てというふうな見方もある程度成り立つような気がするんですけど。

それからもう一つ、私の勉強不足でよく理解できないのは、両議員の方から決議文が出されて、これは議会として決議するということになれば、議会全体の意思表示を外に向かってするということになるので、そういう面からみるとこの文章をそのまま出すということにおいては、若干検討が必要かなと。それが制度的に可能かどうかはわかりませんが、私は決議を出すことはいいと思うんですよ。ただ、これをそのまま出すということにおいては

検討の余地があるのではないかというのが私の考えです。

○議長（菅谷光重君） ほかに。自由討議です。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ほかに特にないようでございますので、自由討議を打ち切ります。
討論を行います。

はい、どうぞ、討論ある方。賛成ですか、反対ですか。

（「賛成ですが、意見を言わせてください」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） はい、ちょっと待ってください。反対討論ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） はい、では賛成討論どうぞ。

3番、根津議員。

（3番 根津光儀君 登壇）

○3番（根津光儀君） 短く申し上げます。

委員会を設置して討議していくということが決まった以上、やはり相手の管理者に対して、私たちの考えがきちんと伝わるまで待っていただくというのはやはり当然だと思います。ただし一つ、私も副委員長に推されてなりましたので、ぜひとも特別委員会の審議がスピーディーに行くように、皆さんにもご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（菅谷光重君） ほかに討論ありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（菅谷光重君） 3番、4番、5番、9番、12番、13番。

起立少数。

したがって、本件は否決されました。

○議長（菅谷光重君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

お諮りいたします。本臨時会に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（菅谷光重君） これをもちまして本日の会議を閉じ、平成24年第2回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 零時17分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 菅 谷 光 重

署 名 議 員 佐 藤 聡 一

署 名 議 員 一 場 明 夫

署 名 議 員 橋 爪 英 夫